

# 山梨県公報

第二千三百十五号

平成二十五年

四月十八日

木曜日

## 目次

### 告示

山梨県条例に基づく地方バス路線の指定(二件)……………二五九  
保安林の指定の予定……………二六一

### 公告

狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施……………二六一  
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………二六二  
遊漁規則の変更認可(三件)……………二六三  
開発行為に関する工事の完了について……………二六三  
公安委員会……………二六三

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………二六三

## 告示

### 山梨県告示第百五十七号

山梨県条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第百十五条の二第三項の規定により、地域住民の生活上必要であるとして知事が指定する地方バス路線を次のとおり指定し、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで適用する。

平成二十五年四月十八日

山梨県知事 横内正明

運行系統名	起点	主な経由地	終点
一 市立甲府病院～甲府駅～竜王駅	市立甲府病院	甲府駅	竜王駅
二 敷島団地～伊勢町～小瀬スポーツ公園	敷島団地	伊勢町	小瀬スポーツ公園

三 敷島団地～昭和バイパス～山梨医大病院	敷島団地	昭和バイパス	山梨大学医学部附属病院
四 敷島(営)～グリーンライン～昇仙峡滝上	敷島営業所	グリーンライン	昇仙峡滝上
五 敷島(営)～竜王駅～昇仙峡口	敷島営業所	竜王駅	昇仙峡口
六 敷島(営)～御所循環～敷島(営)	敷島営業所	御所循環	敷島営業所
七 敷島(営)～駿台今井キャンパス	敷島営業所		駿台今井キャンパス
八 敷島(営)～伊勢町～アイメッセ	敷島営業所	伊勢町	アイメッセ
九 敷島(営)～山梨英和大学～石和温泉駅	敷島営業所	山梨英和大学	石和温泉駅
十 敷島(営)～後屋～山梨医大病院	敷島営業所	後屋	山梨大学医学部附属病院
十一 甲府駅～後屋～山梨医大病院	甲府駅	後屋	山梨大学医学部附属病院
十二 敷島(営)～中央病院～芦安	敷島営業所	中央病院	芦安
十三 甲府駅～十五所～鯉沢(営)	甲府駅	十五所	鯉沢営業所
十四 小笠原車庫～十五所～甲府駅	小笠原車庫	十五所	甲府駅
十五 平岡あやめが丘～西野～中央病院	あやめが丘団地	西野	中央病院
十六 勝沼～田中～甲府駅	勝沼	田中	甲府駅

十七	葑崎～増富温泉郷	葑崎営業所		増富温泉郷
十八	葑崎駅～敷島～甲府駅	葑崎駅	敷島	甲府駅
十九	葑崎駅～大草～甲府駅	葑崎駅	大草	甲府駅
二十	内野線	富士山駅	お宮橋 内野	富士山駅
二十一	平野線	富士山駅	膳棚 ファナツク	平野
二十二	平野線	富士山駅	内野 旭日丘	平野
二十三	西湖民宿線	富士山駅	西湖	西湖民宿
二十四	大石線	富士山駅	河口局前	芦川農産物直売所

山梨県告示第五百五十八号

山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）第一百五十五条の二第三項の規定により、地域住民の生活上必要であるとして知事が指定する地方バス路線を次のとおり指定し、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで適用する。

平成二十五年四月十八日

山梨県知事 横内 正明

運行系統名	起点	主な経由地	終点
一 甲府駅～野牛島～旭入口	甲府駅	野牛島	御勅使（旭入口）
二 市立甲府病院～甲府駅～竜王駅	市立甲府病院	甲府駅	竜王駅
三 敷島団地～伊勢町～小瀬スポーツ公園	敷島団地	伊勢町	小瀬スポーツ公園

四	敷島団地～昭和バイパス～山梨医大病院	敷島団地	昭和バイパス	山梨大学医学部附属病院
五	敷島（営）～グリーンライン～昇仙峡滝上	敷島営業所	グリーンライン	昇仙峡滝上
六	敷島（営）～竜王駅～昇仙峡口	敷島営業所	竜王駅	昇仙峡口
七	敷島（営）～御所循環～敷島（営）	敷島営業所	御所循環	敷島営業所
八	敷島（営）～駿台今井キャンパス	敷島営業所		駿台今井キャンパス
九	敷島（営）～伊勢町～アイメッセ	敷島営業所	伊勢町	アイメッセ
十	敷島（営）～山梨英和大学～石和温泉駅	敷島営業所	山梨英和大学	石和温泉駅
十一	敷島（営）～後厚～山梨医大病院	敷島営業所	後厚	山梨大学医学部附属病院
十二	敷島（営）～中央病院～旭入口	敷島営業所	中央病院	御勅使（旭入口）
十三	甲府駅～十五所～鵜沢（営）	甲府駅	十五所	鵜沢営業所
十四	小笠原下仲町～西野～中央病院	小笠原下仲町	西野	中央病院
十五	小笠原車庫～十五所～甲府駅	小笠原車庫	十五所	甲府駅
十六	葑崎～増富温泉郷	葑崎営業所		増富温泉郷
十七	葑崎駅～敷島～甲府駅	葑崎駅	敷島	甲府駅

十八	葦崎駅～大草～甲府駅	葦崎駅	大草	甲府駅
十九	内野線	富士山駅	お宮橋	内野
二十	平野線	富士山駅	膳棚 ツク ファナ	平野
二十一	平野線	富士山駅	内野 旭日丘	平野
二十二	西湖民宿線	富士山駅	西湖	西湖民宿
二十三	大石線	富士山駅	河口局前	芦川農産物直 売所

山梨県告示第百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年四月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町矢細工字長根三四九四、三四九九から三五〇二まで、三五一一の一、三五一二、三五一三、三五一四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字長根三四九四・三四九九から三五〇二まで・三五一一の一・三五一二・三五一三・三五一四の一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十九条第一項及び第五十一条第二項の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。

平成二十五年四月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

第一 狩猟免許試験

一 試験日時

1 第一回

平成二十五年八月二十四日（土）及び同月二十五日（日）（いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。）午前九時二十分から午後四時まで

2 第二回

平成二十六年一月二十九日（水）午前九時二十分から午後四時まで

二 試験場所

甲府市川田町五百十七番地 山梨県立青少年センター内 リバース和戸館

三 受験資格

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条各号のいずれにも該当しない者であること。

四 試験科目

1 適性試験  
 視力、聴力及び運動能力

2 知識試験  
 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識

3 技能試験  
 猟具の安全な取扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等

4 受験手続

5 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律

第六号) 第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号) 第四十八条第一項に規定する免許申請書

(二) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている場合は、その許可証の写し

(三) (二)の許可を受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しないことについての医師の診断書

(四) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 一枚

2 狩猟免許申請手数料

五千二百円。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条各号に掲げる者にあつては、三千九百円(狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。)

六 申請書の受付期間

1 第一回

平成二十五年六月三日(月) から同年七月十日(水) まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号) に規定する県の休日(以下、「県の休日」という。)を除く。)。ただし、郵送の場合は、平成二十五年七月十日までの消印のあるものは有効とする。

2 第二回

平成二十五年十一月一日(金) から同年十二月十日(火) まで(県の休日を除く。)。ただし、郵送の場合は、平成二十五年十二月十日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先

申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課

第二 狩猟免許の更新に係る適性検査等

一 適性検査の日及び場所

住所地を所管する山梨県林務環境事務所において確認すること。

二 適性検査の対象者

平成二十二年四月十六日以降に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を受けようとするもの

三 適性検査の内容

視力、聴力及び運動能力

四 適性検査に併せて実施する講習の内容

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理

五 申請の手続

1 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、第一の五の1ただし書の許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第五十八条第一項に規定する免許更新申請書

(二) 第一の五の1の(二)に掲げる書類

(三) 第一の五の1の(三)に掲げる書類

(四) 第一の五の1の(四)に掲げる書類

2 狩猟免許更新申請手数料

二千八百円(狩猟免許更新申請書に二千八百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。)

六 申請書の受付期間

平成二十五年六月三日(月) から同月二十八日(金) まで(県の休日を除く。)。ただし、郵送の場合は、平成二十五年六月三十日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先

申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課

第三 問い合わせ先

山梨県森林環境部みどり自然課(電話〇五五 一一三三 一五二〇)又は申請者の住所地を所管する林務環境事務所森づくり推進課

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年五月十八日まで縦覧に供する。

平成二十五年四月十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
山梨県知事 横 内 正 明

- 1 名称 オギノ貢川店食品館
- 2 所在地 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号
- 二 届出の内容及び公告日
- 1 内容 変更
- 2 公告日 平成二十四年十一月二十二日
- 三 意見の概要  
駐車場出入口の安全確保及び店舗周辺の交通への支障回避のため、来店店経路の周知及び交通誘導員の配置を行うこと。

● 遊漁規則の変更認可

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。  
平成二十五年四月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 漁業権者の名称及び住所  
峡東漁業協同組合 山梨市正徳寺千九百二十番地
- 二 漁業権の免許番号  
内共第三号
- 三 認可に係る変更内容  
前売り遊漁料の納付場所について、フィッシングセンターブラボー及びセブンイレブン笛吹石和店を削除するとともに、セブンイレブン笛吹高校前店及び山梨養魚場を追加することとした。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日  
平成二十五年三月二十七日

● 遊漁規則の変更認可

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。  
平成二十五年四月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 漁業権者の名称及び住所  
富士川漁業協同組合 南巨摩郡身延町八木沢五百二十一番地
- 二 漁業権の免許番号  
内共第四号

- 三 認可に係る変更内容  
遊漁料が無料となる者を、中学生以下から高校生以下に変更することとした。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日  
平成二十五年三月二十七日

● 遊漁規則の変更認可

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。  
平成二十五年四月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 漁業権者の名称及び住所  
桂川漁業協同組合 上野原市上野原二千五百八十番地
- 二 漁業権の免許番号  
内共第八号
- 三 認可に係る変更内容  
遊漁をしてはならない区域から、葛野川金竜寺下堰堤上下二百七十メートルを削除することとした。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日  
平成二十五年三月二十七日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
平成二十五年四月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
笛吹市御坂町井之上字浅敷原四七の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
笛吹市御坂町上黒駒二千九百六十四番地 社会福祉法人光珠福祉会 理事長 廣瀬 典子

公安委員会

山梨県公安委員会告示第四十八号  
信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委

員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

平成二十五年四月十八日

山梨県公安委員会

委員長 櫻 井 洋

別表第一中

八四	甲府市丸の内三丁目五番一号先 (市道飯田春日線と市道百石国母線との十字路交差点)	山梨農政事務 所前	平成一五年八月二五日 告示第五八号
八四	甲府市丸の内三丁目五番一号先 (市道飯田春日線と市道百石国母線との十字路交差点)	丸の内三丁目	平成二五年四月一八日 告示第四八号
一七八	甲府市丸の内二丁目三三番一号 先(市道百石国母線と市道橋六切線との交わる十字路交差点)	県立図書館前	五八・九・八 告示 第五二号
一七八	甲府市丸の内二丁目三三番一号 先(市道百石国母線と市道橋六切線との十字路交差点)	舞鶴小東	平成二五年四月一八日 告示第四八号
二二三	甲府市丸の内三丁目一四番一〇 号先(市道と市道との十字路交 差点)	教育会館南	平五・七・八 告示 第二八号

二二三	甲府市丸の内三丁目一四番一〇 号先(市道同士の十字路交差点)	丸の内三丁目 西	平成二五年四月一八日 告示第四八号
一四	甲府市湯田二丁目二番一七号先 (県道上芦川甲府線と市道深住 吉線との交差点)	富士興産前	四四・一一・三〇
一四	甲府市湯田二丁目二番一七号先 (主要地方法道甲府笛吹線と市道 深住吉線との十字路交差点)	湯田一丁目	平成二五年四月一八日 告示第四八号
一六	甲府市南口町七番二三号先(県 道南甲府停車場線と市道伊勢逢 沢線との交差点)	窪田製材所前	四五・七・三〇
一六	甲府市南口町七番二三号先(県 道南甲府停車場線と市道伊勢逢 沢線との十字路交差点)	甲南通り東	平成二五年四月一八日 告示第四八号
一九	甲府市青沼二丁目二四番三号先 (市道三吉朝気線と市道深住吉 線との交差点)	出光石油前	四五・七・三〇

一九 甲府市青沼二丁目二四番三号先  
（市道三吉朝気線と市道深住吉  
線との十字路交差点）

朝気交差点西

平成二五年四月一八日  
告示第四八号

三三 甲府市太田町一番三一号先（市  
道富士川若松線と市道三吉朝気  
線との交差点）

大沢酒造店前

四六・一〇・二二

三三 甲府市太田町一番三一号先（市  
道富士川若松線と市道三吉朝気  
線との十字路交差点）

青沼一丁目

平成二五年四月一八日  
告示第四八号

五八 甲府市朝気一丁目八番一五号先  
（市道金手東青沼線と市道以德  
会南線との交差点）

共石東三條給  
油所前

四九・四・六

五八 甲府市朝気一丁目八番一五号先  
（市道金手東青沼線と市道以德  
会南線との十字路交差点）

朝気交差点北

平成二五年四月一八日  
告示第四八号

六三 中巨摩郡竜王町富竹新田一、九  
九六番地の一先  
（県道新甲府櫛形線と竜王町道  
との交差点）

富士泉石油前

五〇・一・二二

六三 甲斐市富竹新田一、九九六番地  
一先（主要地方道甲府南アルプ  
ス線と市道との十字路交差点）

徳行南

平成二五年四月一八日  
告示第四八号

六九 中巨摩郡田富町西花輪四、一八  
一番地先（町道と県道葎崎櫛形  
豊富線との交差点）

レストランス  
カイラブ前

五〇・一・一八

六九 中央市西花輪四、一八一番地先  
（市道と主要地方道葎崎南アル  
プス中央線との十字路交差点）

西花輪交差点  
西

平成二五年四月一八日  
告示第四八号

七八 甲府市青沼一丁目七番一四号先  
（市道若松本通り線と市道製氷  
所前通り線との交差点）

ナカヤ商店前

五〇・二・一八

七八 甲府市青沼一丁目七番一四号先  
（市道同士の十字路交差点）

青沼一丁目西

平成二五年四月一八日  
告示第四八号

八〇 中巨摩郡田富町布施一五番地先  
（県道甲府市川大門線と県道布  
施竜王線と町道一〇号線との交  
差点）

中山輪店前

五一・三・一

八〇 中央市布施一五番地先（主要地  
）

常永団地入口

平成二五年四月一八日

	方道甲府市川三郷線と主要地方道甲府中央線と市道との交差点		告示第四八号
--	------------------------------	--	--------

八二	甲府市上今井町二、四九八番地先(国道三五八号線と市道との交差点)	ダルマ屋前	五一・三・二三
----	----------------------------------	-------	---------

八二	甲府市上今井町二、四九八番地先(県道甲府精進湖線と市道との十字路交差点)	上今井町	平成二五年四月一八日 告示第四八号
----	--------------------------------------	------	----------------------

九四	甲府市伊勢四丁目三番九号先(新平和通り(国道三五八号線)と市道との交差点)	加藤方前	五一・一〇・二七
九五	甲府市伊勢四丁目三番八号先(新平和通り(国道三五八号線)と市道との交差点)	スーパ―いちのせ前	五一・一〇・二七

九四	甲府市伊勢四丁目三番九号先(国道三五八号と市道との十字路交差点)	伊勢四丁目中	平成二五年四月一八日 告示第四八号
九五	甲府市伊勢四丁目三番八号先(国道三五八号と市道との十字路交差点)	伊勢四丁目	平成二五年四月一八日 告示第四八号

一〇〇	甲府市国母七丁目二番二五号先(県道甲府市川大門線)	海野理容所前	五一・二・二五
-----	---------------------------	--------	---------

一〇〇	甲府市国母七丁目二番二五号先(主要地方道甲府市川三郷線と市道との十字路交差点)	国母立体南	平成二五年四月一八日 告示第四八号
-----	---	-------	----------------------

一〇六	中巨摩郡昭和町河東中島三二八番地先(県道甲府市川大門線と町道九号線との交差点)	昭和農協前	五一・八・四
-----	---	-------	--------

一〇七	甲府市住吉一丁目一三番七号先(国道三五八号線と市道湯田住吉線との交差点)	甲府信用金庫前	五一・九・二九
-----	--------------------------------------	---------	---------

一〇八	甲府市朝氣三丁目二番一〇号先(県道上芦川甲府線と市道東五条線との交差点)	三菱甲府南口給油所前	五一・九・二六
-----	--------------------------------------	------------	---------

一〇九	中巨摩郡田富町東花輪四九三番地先(県道葎崎、櫛形、豊富線と町道との交差点)	きねや田富店前	五一・九・二八
-----	---------------------------------------	---------	---------

一一〇	中巨摩郡竜王町西八幡九六四番地の一先(県道布施竜王線と町道新居中、八幡線との交差点)	富士見亭前	五一・九・二七
-----	--	-------	---------

一〇六	中巨摩郡昭和町河東中島三二八番地先(主要地方道甲府市川三郷線と町道との十字路交差点)	河東中島	平成二五年四月一八日 告示第四八号
-----	--	------	----------------------



一〇七	甲府市住吉一丁目一三番七号先 (県道甲府精進湖線と市道との 丁字路交差点)	住吉神社東	平成二五年四月一八日 告示第四八号
一〇八	甲府市朝氣三丁目二番一〇号 先(主要地方道甲府笛吹線と市 道との十字路交差点)	南口町	平成二五年四月一八日 告示第四八号
一〇九	中央市東花輪四九三番地先(主 要地方道韮崎南アルプス中央線 と市道との十字路交差点)	東花輪駅西	平成二五年四月一八日 告示第四八号
一一〇	甲斐市西八幡九六四番地一先(主 要地方道甲斐中央線と市道と の十字路交差点)	玉幡小北	平成二五年四月一八日 告示第四八号
一二四	中巨摩郡竜王町西八幡一、一八 七番地先(県道新甲府櫛形線と 町道信玄堤玉川四号線との交差 点)	菊寿し前	五四・二・一六 告示 第八号
一二四	甲斐市西八幡一、一八七番地先 (主要地方道甲府南アルプス線 と市道との十字路交差点)	東中田	平成二五年四月一八日 告示第四八号
一三〇	甲府市幸町七番一号(県道上芦 川甲府線と市道測候所西通り線 との交差点)	日石伊勢町給 油所	五四・一二・一九 告示 第五一号

一三〇	甲府市幸町七番一号先(主要地 方道甲府笛吹線と市道との十字 路交差点)	幸町北	平成二五年四月一八日 告示第四八号
一四四	甲府市中小河原町五三四番地先 (国道三五八号線と県道右左口 玉穂甲府線との交差点)	望月食堂前	五五・一二・一二 告示 第五九号
一四四	甲府市中小河原町五三四番地先 (国道三五八号と市道との十字 路交差点)	中小河原立体 南	平成二五年四月一八日 告示第四八号
一七九	中巨摩郡昭和町西条四三〇二番 地先(県道甲府市川大門線と町 道との交差点)	昭和農協西条 支所東	五九・二・六 告示 第六号
一七九	中巨摩郡昭和町西条四、三〇二 番地先(主要地方道甲府市川三 郷線と町道との十字路交差点)	西条交差点南	平成二五年四月一八日 告示第四八号
二三一	中巨摩郡昭和町清水新居一、〇 三三番地先(町道上石田一丁目 西条線と昭和町道との十字路交 差点)	アピオ北	平二・一・一一 告示 第一号

二三一	中巨摩郡昭和町清水新居一、〇三三番地先（町道同士の十字路交差点）	妙全寺南	平成二五年四月一八日 告示第四八号
-----	----------------------------------	------	----------------------

二六七	中巨摩郡竜王町富竹新田二、〇四三番地の七先（町道と町道との十字路交差点）	辰巳縮前	平七・四・二四 告示 第二〇号
-----	--------------------------------------	------	-----------------------

二六七	甲斐市富竹新田二、〇四三番地八先（市道同士の十字路交差点）	万才河原	平成二五年四月一八日 告示第四八号
-----	-------------------------------	------	----------------------

二八一	甲斐市朝氣三丁目二番一五号先（市道東六条通り線と市道北大路北通り線との十字路交差点）	NTT山梨支店朝氣ビル前	平八・一一・七 告示 第五三号
-----	--	--------------	-----------------------

二八一	甲斐市朝氣三丁目二番一五号先（市道同士の十字路交差点）	朝氣三丁目南	平成二五年四月一八日 告示第四八号
-----	-----------------------------	--------	----------------------

三〇一	甲斐市朝氣一丁目一番一号先（市道池添梅ヶ坪線と市道和戸町竜王線等との十字路交差点）	厚生年金会館北	平一一・一二・二〇 告示 第五〇号
-----	---	---------	-------------------------

三〇一	甲斐市朝氣一丁目一番一号先（市道池添梅ヶ坪線と市道和戸町竜王線等との十字路交差点）	朝氣一丁目北	平成二五年四月一八日
-----	---	--------	------------

	市道同士の十字路交差点）		告示第四八号
--	--------------	--	--------

三三二	甲斐市向町四八八番地先（市道向町和戸線と市道向町九号線との十字路交差点）	ホテル京都前	平成一三年三月八日 告示第一〇号
-----	--------------------------------------	--------	---------------------

三三二	甲斐市向町四八八番地先（市道同士の十字路交差点）	向町東交差点南	平成二五年四月一八日 告示第四八号
-----	--------------------------	---------	----------------------

二	北巨摩郡須玉町大蔵七三四番地先（国道一四一号线）	町民総合体育館前	六〇・八・二六 告示第三一号
---	--------------------------	----------	-------------------

二	北杜市須玉町大蔵七三四番地先（県道須玉中田線）	須玉総合体育館前	平成二五年四月一八日 告示第四八号
---	-------------------------	----------	----------------------

三三二	韮崎市若宮二丁目一番一三号先（市道と市道との交差点）	平賀理容所前	五九・一・一九 告示 第二号
-----	----------------------------	--------	----------------------

三三二	韮崎市若宮二丁目一番一三号先（市道同士の十字路交差点）	若宮二丁目	平成二五年四月一八日 告示第四八号
-----	-----------------------------	-------	----------------------

四二	北巨摩郡長坂町長坂上条一、五二〇番地先（県道茅野小淵沢入口）	日野春小学校	平四・八・六 告示 第三三号
----	--------------------------------	--------	----------------------

崎線と町道との十字路交差点)

四二  
北杜市長坂町長坂上条一、五二  
○番地先(県道茅野北杜葺崎線  
と市道との十字路交差点)  
長坂保育園日  
野春分園前  
平成二五年四月一八日  
告示第四八号

五五  
北巨摩郡長坂町白井沢四、一四  
二番地の三九先  
(県道小荒間長坂停車場線と広  
域営農団地八ヶ岳地区幹線一  
号線等との五差路交差点)  
小泉小北  
平成二二年四月一〇日  
告示第一八号

五五  
北杜市長坂町白井沢四、一四二  
番地三九先(県道小荒間長坂停  
車場線と広域営農団地八ヶ岳地  
区幹線一号线等との五差路交差  
点)  
白井沢  
平成二五年四月一八日  
告示第四八号

三六  
南巨摩郡増穂町最勝寺一、二二  
四番地先(町道最勝寺九号線と  
町道最勝寺青柳三号線との十字  
路交差点)  
エステー産業  
北  
平八・一一・七  
告示  
第五三三号

三六  
南巨摩郡富士川町最勝寺一、二  
二四番地先(町道同士の十字路  
交差点)  
最勝寺  
平成二五年四月一八日  
告示第四八号

五五  
南巨摩郡増穂町大柵六七〇番地  
先(国道五二号と中部横断自動  
車道との丁字路交差点)  
増穂IC入口  
平成一九年一月二五日  
告示第六号

五五  
南巨摩郡富士川町青柳町一、五  
六五番地先(国道五二号と増穂  
ICランプ線との丁字路交差  
点)  
増穂IC入口  
平成二五年四月一八日  
告示第四八号

一一  
南巨摩郡身延町相又四〇六番地  
先(国道五二号と町道との交差  
点)  
豊岡小学校入  
口  
平成一九年一月一日  
告示第一〇二号

一一  
南巨摩郡身延町相又四〇六番地  
先(国道五二号と町道との丁字  
路交差点)  
豊岡  
平成二五年四月一八日  
告示第四八号

一一  
西八代郡市川大門町一、二〇三  
番地先(町道北線)  
今村電気前  
五一・八・一六

一一  
西八代郡市川三郷町市川大門一  
、二〇三番地先(町道同士の十  
字路交差点)  
法傳寺南  
平成二五年四月一八日  
告示第四八号

二九	東八代郡八代町南六八八番地先 (県道塩山市川大門線と町道との交差点)	若林商店前	六〇・一・一七 告示 第一号
二九	笛吹市八代町南六八八番地先 (主要地方道白井甲州線と市道との十字路交差点)	八代郷土館南	平成二五年四月一八日 告示 第四八号
五三	東八代郡石和町川中島九二番地 (町道五〇号線と町道五五号線との交差点)	寿司政前	五四・六・一 告示 第二八号
五三	笛吹市石和町川中島九二番地先 (市道同士の十字路交差点)	川中島中	平成二五年四月一八日 告示 第四八号
一〇九	東八代郡石和町広瀬九八五番地先 (町道七号線と町道三〇七号線との交差点)	保坂商店前	平七・八・七 告示 第四八号
一〇九	笛吹市石和町広瀬九八五番地先 (市道同士の十字路交差点)	果実組合西	平成二五年四月一八日 告示 第四八号
一五九	笛吹市石和町川中島一、六〇七番地の一六三先(県道一宮山梨)	桜温泉通り東入口	平成一七年一〇月二〇日 告示 第九六号

一五九	笛吹市石和町川中島一、六〇七番地一六三先(県道一宮山梨線と市道との十字路交差点)	石和温泉桜通東入口	平成二五年四月一八日 告示 第四八号
五	東山梨郡大和村初鹿野一、七六二番地先(国道二〇号線)	初鹿野駅入口	四七・八・一六
五	甲州市塩山大和町一、七六二番地先(国道二〇号線と市道との十字路交差点)	初鹿野橋北詰	平成二五年四月一八日 告示 第四八号
一	都留市中央一丁目六番九号先(国道一三九号線と市道との交差点)	横町交差点	五七・一〇・八 告示 第四二号
一	都留市中央一丁目六番九号先(国道一三九号線と市道との十字路交差点)	中央一丁目	平成二五年四月一八日 告示 第四八号
一四	都留市田原二丁目一五番三号(市道天神通り線と市道谷村工業高校西通り線との交差点)	田原	六〇・四・一五 告示 第一六号
			線と市道との十字路交差点)

	<p>二八</p>	<p>南都留郡富士河口湖町河口一、一〇八番地先（国道一三九号と県道河口湖精進線との交差点）</p>	<p>河口浅間神社前</p>	<p>平成一九年二月三日 告示第一一七号</p>
	<p>二五</p>	<p>都留市上谷五丁目四番二二号先（国道一三九号と市道との十字路交差点）</p>	<p>金山神社入口</p>	<p>平成二五年四月一八日 告示第四八号</p>
	<p>二五</p>	<p>都留市上谷五丁目四番二二号先（国道一三九号線と市道との十字路交差点）</p>	<p>谷村給油所前</p>	<p>六三・一一・一〇 告示 第二八号</p>
	<p>一六</p>	<p>都留市上谷五丁目一番一三号先（国道一三九号と市道との十字路交差点）</p>	<p>田原</p>	<p>平成二五年四月一八日 告示第四八号</p>
	<p>一六</p>	<p>都留市上谷五丁目一番一三号先（国道一三九号線と市道との交差点）</p>	<p>上谷五丁目</p>	<p>五六・一一・九 告示 第五五号</p>
	<p>一四</p>	<p>都留市田原二丁目一五番二二号先（市道同士の十字路交差点）</p>	<p>谷村高校西</p>	<p>平成二五年四月一八日 告示第四八号</p>

	<p>四三</p>	<p>富士吉田市下吉田三六九番地先（国道一三九号線と県道新田下吉田線との交差点）</p>	<p>宮下輪店前</p>	<p>五一・二・二二 平成二五年四月一八日</p>
	<p>四一</p>	<p>南都留郡富士河口湖町小立一、九三五番地先（県道鳴沢富士河口湖線と町道との十字路交差点）</p>	<p>諏訪神社前</p>	<p>平成二五年四月一八日 告示第四八号</p>
	<p>四一</p>	<p>南都留郡河口湖町小立一、九三五番地先（国道一三九号線と町道との交差点）</p>	<p>都留信用組合小立支店前</p>	<p>五〇・二二・一六 告示第四八号</p>
	<p>三三</p>	<p>富士吉田市上吉田九六九番地先（市道昭和通りと市道との変則交差点）</p>	<p>市民ふれあいセンター南</p>	<p>平成二五年四月一八日 告示第四八号</p>
	<p>三三</p>	<p>富士吉田市上吉田九六九番地先（市道昭和通り）</p>	<p>富士菱電気前</p>	<p>四九・一〇・二八</p>
	<p>二八</p>	<p>南都留郡富士河口湖町河口一、一〇八番地先（町道同士の十字路交差点）</p>	<p>河口浅間神社南</p>	<p>平成二五年四月一八日 告示第四八号</p>



一四	大月市大月町真木一六一番地の二先（国道二〇号と市道との交差点）	三軒屋	平八・八・二九 告示 第三八号
----	---------------------------------	-----	-----------------------

一四	大月市大月町真木一六一番地四先（国道二〇号と市道との交差点）	三軒屋	平成二五年四月一八日 告示第四八号
----	--------------------------------	-----	----------------------

二四	大月市梁川町綱の上一、四七八番地先（国道二〇号と市道との丁字路交差点）	梁川小入口	平八・八・二九 告示 第三八号
----	-------------------------------------	-------	-----------------------

二四	大月市梁川町綱の上一、四七八番地先（国道二〇号と市道との丁字路交差点）	自然学園高校入口	平成二五年四月一八日 告示第四八号
----	-------------------------------------	----------	----------------------

一四	北都留郡上野原町四方津一、八六四番地先（国道二〇号と町道との丁字路交差点）	コモア四方津入口	平三・九・三〇 告示 第二四号
----	---------------------------------------	----------	-----------------------

一四	上野原市四方津一、八六四番地先（国道二〇号と市道との丁字路交差点）	コモアしおつ入口	平成二五年四月一八日 告示第四八号
----	-----------------------------------	----------	----------------------

別表第三中

六五	市道 上石田南線	甲府市上石田一丁目二番一三号先（貢川ストアー）から甲府市上石田二丁目三番一号先（八木商店）まで （九七〇メートル）	大型自動車、 大型特殊自動車	終日	甲府 四九・四・一一 一六号
----	-------------	--	-------------------	----	----------------------

六五	市道	甲府市上石田二丁目二四番一四号先（市道同士の变則交差点）から甲府市上石田二丁目三番一号先（上石田郵便局東側变則交差点）までの間（六四五メートル）	大型自動車、 大型特殊自動車	終日	甲府 平成二五年四月一八日 告示第四八号
----	----	--	-------------------	----	----------------------------

三八七	市道	甲府市上石田一丁目九番五号先（スズキ理容店）から甲府市上石田一丁目九番八号先（塚田商店）まで （八〇メートル）	車両（自転車を除く。）	七時から九時まで	甲府 五三・六・二六 二六号
-----	----	--	-------------	----------	----------------------

三八八	市道 下石田線	甲府市上石田一丁目九番六号先（植松清丸方）から甲府市上石田一丁目九番一七号（保坂商店）まで	車両（自転車を除く。）	七時から九時まで	甲府 五三・六・二六 二六号
-----	------------	---	-------------	----------	----------------------

三八九	市道 上石田 北線	(七〇メートル) 甲府市上石田一丁目 一〇番一三号先(小 池正美方)から甲府 市上石田一丁目一〇 番六号先(三枝保秋 方)まで (三〇メートル)	車両 (自転 車を除 く。)	七時か ら九時 まで	甲府 五三・六・二六 二六号
-----	-----------------	---	-------------------------	------------------	----------------------

三八七	市道	甲府市上石田一丁目 九番一二号先(上石 田一丁目北部自治会 館前丁字路交差点) から甲府市上石田一 丁目九番一五号先(国 道五二号と市道との 丁字路交差点)ま での間(六五メート ル)	車両(軽 車両を 除く。)	七時か ら九時 まで	甲府 平成二五年四月一 八日 告示第四八号
三八八	市道	甲府市上石田一丁目 一〇番一六号先(国 道五二号と市道との 丁字路交差点)から 甲府市上石田一丁目 九番三号先(国道五 二号と市道との丁字 路交差点)までの間 (三〇メートル)	車両(軽 車両を 除く。)	七時か ら九時 まで	甲府 平成二五年四月一 八日 告示第四八号
三八九	削除				甲府 平成二五年四月一 八日 告示第四八号

七二六	市道	甲斐市竜王四一七番 地先(竜王北中学校 北東側丁字路交差点 )から甲斐市竜王四 一〇番地一先(変則 十字路交差点)まで の間(九五メートル)	車両(軽 車両を 除く。)	午前七 時三〇 分から 午前八 時三〇 分まで	葦崎 平成二五年二月四 日 告示第一三三号
-----	----	--	---------------------	--	--------------------------------

七二七	市道	甲府市上石田一丁目 六番一六号先(上石 田一丁目交差点)か ら甲府市上石田一丁 目八番八号先(国道 五二号と市道との丁 字路交差点)までの 間(二四五メートル)	大型自 動車、 大型特 殊自動 車	終日	甲府 平成二五年四月一 八日 告示第四八号
七二六	市道	甲斐市竜王四一七番 地先(竜王北中学校 北東側丁字路交差点 )から甲斐市竜王四 一〇番地一先(変則 十字路交差点)まで の間(九五メートル)	車両(軽 車両を 除く。)	午前七 時三〇 分から 午前八 時三〇 分まで	葦崎 平成二五年二月四 日 告示第一三三号

に改める。  
別表第四中

一八五	県道 甲府櫛	甲府市上石田二丁目二 番一〇号先(貢川橋西)	車両 (路線)	車両進行 貢川橋西	甲府 平七・一一・ 二七
-----	-----------	---------------------------	------------	--------------	--------------------



形線 (廃軌 道)	誚交差点)から甲府市 上石田二丁目二六番一 七号先(南西銀座北交 差点)まで (三八〇メートル)	バス、 通学通 園バス 、二輪 、軽車 両を除 く。	誚交差点 から南西 銀座北交 差点へ 日曜、休 日を除く 七時三〇 分から九 時まで	告示 第六三号
-----------------	--	--	--	------------

一八五 国道五 二号	甲府市上石田二丁目二 番一〇号先(貫川橋西 誚交差点)から甲府市 上石田二丁目二六番一 七号先(南西銀座北交 差点)までの間(二二五 〇メートル)	車両(一 路線バ ス、通 学通園 バス、 二輪、 軽車両 を除く)	車両進行 貫川橋西 誚交差点 から南西 銀座北交 差点へ 土曜、日 曜、休日 を除く七 時三〇分 から九時 まで	甲府 平成二五年四 月一八日 告示第四八号
------------------	---	--	---	--------------------------------

二二五 町道	東八代郡中道町右左口 九一三番地先(桑本英 則方畑北側)から東八 代郡中道町右左口九〇 四番地先(佐々木豊方 畑北側)まで (九〇メートル)	車両 車両	車両進行 東から西 へ 終日	南甲 五六・三・一 八 一七号
-----------	--	----------	-------------------------	--------------------------

二二五 削除				南甲 平成二五年四 月一八日 告示第四八号
-----------	--	--	--	--------------------------------

二二八 市道	甲府市上石田一丁目六 番一四号先(鈴木方空 屋)から甲府市上石田 一丁目九番八号先(フ アマリコモール駐車場 )まで (二八五メートル)	車両 (軽車 両を除 く)	車両進行 西から東 へ 終日	甲府 五六・七・二 八 四一号
-----------	--	------------------------	-------------------------	--------------------------

二二八 市道	甲府市上石田一丁目六 番一六号先(上石田一 丁目交差点)から甲府 市上石田一丁目八番八 号先(主要地方道甲府 南アルプス線と市道と の丁字路交差点)まで の間(二四五メートル)	車両(一 軽車両 を除く)	車両進行 西から東 へ終日	甲府 平成二五年四 月一八日 告示第四八号
-----------	---	---------------------	---------------------	--------------------------------

二二〇 県道 仙峡線	甲府市上石田一丁目九 番八号先(ファミリコ モール駐車場)から甲 府市上石田一丁目九番 一五号先(鈴木理容所 )まで(八四メートル)	車両 (軽車 両を除 く)	車両進行 南から北 へ終日	甲府 五六・七・二 八 四一号
------------------	---	------------------------	---------------------	--------------------------

二三〇	市道	甲府市上石田一丁目九番一、二号先(上石田一丁目北部自治会館前丁字路交差点)から甲府市上石田一丁目九番一五号先(国道五二号と市道との丁字路交差点)までの間(六五メートル)	車両(軽車両を除く)	車両進行 南から北へ 終日	甲府	平成二五年四月一八日 告示第四八号
-----	----	--	------------	---------------------	----	----------------------

五九〇	市道 富二〇 二九号線	中央市東花輪五八二番地一二先(JR東花輪駅前ロータリー入口)(三〇メートル)	車両	車両進行 ロータリー入口からロータリー内東側を時計回り終日	南甲府	平成二五年二月四日 告示第一三三三号
-----	-------------------	--	----	----------------------------------	-----	-----------------------

五九一	県道万 力小屋 敷線	甲州市塩山上於曾三九二番地二先(青橋交差点北西角左折導流部入口から出口まで)(一五メートル)	車両	車両進行 北から東へ 終日	日下部	平成二五年四月一八日 告示第四八号
-----	------------------	--	----	---------------------	-----	----------------------

に改める。  
別表第五中

二五二	主要地 方道甲 府葦崎 線	甲斐市下今井一、八五三番地先(下今井三差路交差点)	西進する車両	終日	葦崎	平成二四年一月二日 告示第一二五五号
-----	------------------------	---------------------------	--------	----	----	-----------------------

二五二	主要地 方道甲 府葦崎 線	甲斐市下今井一、八五三番地先(下今井三差路交差点)	西進する車両	終日	葦崎	平成二四年一月二日 告示第一二五五号
-----	------------------------	---------------------------	--------	----	----	-----------------------

二五三	市道	甲府市上石田一丁目一番七号先(南西銀座北交差点)	南進する車両(路線バス、通学通園バス、二輪、軽車を除く)	土曜、日曜、休日を除く七時三〇分から九時まで	甲府	平成二五年四月一八日 告示第四八号
-----	----	--------------------------	------------------------------	------------------------	----	----------------------

二五四	市道	甲府市上石田一丁目一番一二号先(南西銀座北交差点北側丁字路交差点)	北進する車両(軽車を除く)	終日	甲府	平成二五年四月一八日 告示第四八号
-----	----	-----------------------------------	---------------	----	----	----------------------

二五五	市道	甲府市上石田一丁目一番一二号先(南西銀座北交差点)	東進する大型自動車、大型特殊自	終日	甲府	平成二五年四月一八日 告示第四八号
-----	----	---------------------------	-----------------	----	----	----------------------

に改める。  
別表第六中

五三六	主要地 方道甲 府葎崎 線	甲斐市下今井一、八 五三番地先(下今井 三差路交差点北側左 折導流部)	東進す る車両	終日	葎崎	平成二四年一 月二日 告示第一二五号
二五七	市道	甲府市上石田一丁目 八番八号先(国道五 二号と市道との丁字 路交差点)	南進す る車両 (路線 バス、 通学通 園バス 、二輪 、軽車 両を除 く。)	土曜、 日曜、 休日を 除く七 時三〇 分から 九時ま で	甲府	平成二五年四月 一八日 告示第四八号
二五八	県道島 上条宮 久保絵 見堂線	甲斐市大袋二、〇八 番地先(県道島上 条宮久保絵見堂線と 農道との変則交差点 )	東進す る大型 自動車 、大型 特殊自 動車、 特定中 型自動 車	終日	葎崎	平成二五年四月 一八日 告示第四八号

に改める。  
別表第七中

六五	町道	東八代郡中道町右左 口九一三番地先(桑 本英則方畑南側)	北進す る車両	終日	南甲府	五六・三・一八 一七号
五三七	市道	甲府市上石田一丁目 一番三号先(国道 五二号と市道との丁 字路交差点)	北進す る車両 (路線 バス、 通学通 園バス 、二輪 、軽車 両を除 く。)	土曜、 日曜、 休日を 除く七 時三〇 分から 九時ま で	甲府	平成二五年四月 一八日 告示第四八号
五三六	主要地 方道甲 府葎崎 線	甲斐市下今井一、八 五三番地先(下今井 三差路交差点北側左 折導流部)	東進す る車両	終日	葎崎	平成二四年一 月二日 告示第一二五号

六五	削除				南甲府 平成二五年四月 一八日 告示第四八号
----	----	--	--	--	---------------------------------

九四	主要地 方道甲 府葑崎 線	甲斐市下今井一、八 五三番地先（下今井 三差路交差点）	西進す る車両	終日	葑崎	平成二四年一 月二二日 告示第一二五号
----	------------------------	-----------------------------------	------------	----	----	---------------------------

九四	主要地 方道甲 府葑崎 線	甲斐市下今井一、八 五三番地先（下今井 三差路交差点）	西進す る車両	終日	葑崎	平成二四年一 月二二日 告示第一二五号
九五	国道五 二号	甲府市上石田一丁目 一一番一二号先（南 西銀座北交差点）	東進す る車両 （路線 バス、 通学通 園バス 、二輪 、軽車 両を除 く。）	土曜、 日曜、 休日 を除く 七時 三〇分 から 九時 まで	甲府	平成二五年四月 一八日 告示第四八号

に改める。  
別表第十中

八八六	県道 甲府市 川大門 線	西八代郡三珠町上野一、一五五 番地先（三珠中学校入口）交差 点			市川	四九・四・一 一六号
-----	-----------------------	---------------------------------------	--	--	----	---------------

八八六	主要地 方道甲 府市川 三郷線	西八代郡市川三郷町上野一、一 五七番地先（三珠庁舎入口交差 点）			二	鯉沢 平成二五年四月 一八日 告示第四八号
-----	--------------------------	--	--	--	---	--------------------------------

一、一三四	国道 一四〇 号線	塩山市上於曾三九二番地先 （名取薬局前）			四	塩山 四九・四・一 一六号
-------	-----------------	-------------------------	--	--	---	---------------------

一、一三四	県道万 力小屋 敷線	甲州市塩山上於曾三九二番地先 （青橋交差点）			五	日下 部 平成二五年四月 一八日 告示第四八号
-------	------------------	---------------------------	--	--	---	-------------------------------------

一、六九六	町道 廃軌道	中巨摩郡榊形町桃園六一七番地 の一先（桃園神社前交差点）			二	小笠 原 六一・三・一三 八号
-------	-----------	---------------------------------	--	--	---	--------------------------

一、六九六	市道	南アルプス市桃園六一七番地先 （桃園神社前交差点）			四	南ア ルプ ス 平成二五年四月 一八日 告示第四八号
-------	----	------------------------------	--	--	---	---

二、四一九	市道 上石田 南線	甲府市上石田一丁目九番八号先 （塚田商店前）			一	甲府 五五・八・一 三五号
-------	-----------------	---------------------------	--	--	---	---------------------

を

二、四二九	削除		甲府	平成二五年四月 一八日 告示第四八号
-------	----	--	----	--------------------------

四、〇〇一	市道	甲府市住吉三丁目一、〇二九番地先 (住吉浄化センター北西交差点)	二	南甲府	平七・三・一六 告示 第一五号
-------	----	-------------------------------------	---	-----	-----------------------

四、〇〇一	市道	甲府市住吉三丁目二八番一先 (東部浄化センター北西角十字路交差点)	二	南甲府	平成二五年四月 一八日 告示第四八号
-------	----	--------------------------------------	---	-----	--------------------------

五、四三三	市道	笛吹市石和町駅前一五番地一先 (市道同士の丁字路交差点)	一	笛吹	平成二五年二月 四日 告示第一三号
-------	----	---------------------------------	---	----	-------------------------

五、四三三	市道	笛吹市石和町駅前一五番地一先 (市道同士の丁字路交差点)	一	笛吹	平成二五年二月 四日 告示第一三号
五、四二四	市道	甲府市丸の内二丁目一番八号先 (甲府駅北口よつちやばれ広場南側市道上)	一	甲府	平成二五年四月 一八日 告示第四八号

に改める。  
別表第十三中

一四	国道一〇号	韮崎市本町四丁目四、一〇一番地一〇先(北巨摩合同庁舎西側)から甲斐市下今井一、八四五番地先(下今井交差点)までの上下線	三、二七〇	車両	終日	葦崎	平成二二年一月 一五日 告示第一一六号
----	-------	---	-------	----	----	----	---------------------------

一四	国道一〇号	韮崎市本町四丁目四、一〇一番地一〇先(北巨摩合同庁舎西側)から甲斐市下今井三、四七五番地先(中部横断自動車道富士川橋東側十字路交差点)までの上下線	三、九四五	車両	終日	葦崎	平成二五年四月一 八日 告示第四八号
----	-------	---	-------	----	----	----	--------------------------

に改める。  
別表第十四中

六〇六	国道一〇号	甲斐市下今井三、〇五八番地四先(南原交差点)から甲斐市下今井一、八四五番地先(下今井交差点)までの両側	一、三七〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	葦崎	平成二四年三月二 九日 告示第三二二号
-----	-------	---	-------	---------------	----	----	---------------------------

六〇六	国道一〇号	甲斐市下今井三、〇五八番地四先(南原交差点)から甲斐市下今井一、八四五番地先(下今井交差点)までの両側	六九五	車両(原付・けん引を除く)	五〇	葦崎	平成二五年四月一
-----	-------	---	-----	---------------	----	----	----------

		南原交差点)から 甲斐市下今井三、 四七五番地先(中 部横断自動車道富 士川橋東側十字路 交差点)までの両 側				
		けん引 を除く				
						八日 告示第四 八号

一、三 九七	市道	甲府市住吉四丁目 二、三七〇番地先 (小瀬スポーツ公 園入口交差点)か ら甲府市住吉三丁 目八六七番地先(山 梨自治会館西側 )までの両側				
		車両(原付・ 道路 ・交通法 施行令 第十二 条第一 項第二 号、同 条第二 項に規 定する けん引 を除く)				
						平七・三 府・一六 告示 第一五号

一、三 九七	市道	甲府市住吉四丁目 二三番一三号先(小 瀬スポーツ公園 入口交差点)から 甲府市住吉三丁目 二番一先(山梨 県自治会館西側丁 字路交差点)まで の両側				
		車両(原付・ けん引 を除く)				
						平成二五 年四月一 八日 告示第四 八号

一、六 九七	茅ヶ岳 東部広 域農道 葎崎双 葉幹線 農道 農道一 八号	葎崎市穂坂町上今 井五七八番地一先 (県道島上条宮久 保絵見堂線と茅ヶ 岳東部広域農道と の丁字路交差点) から葎崎市穂坂町 宮久保四、三九三 番地一先(市道と 農道一八号との丁 字路交差点)まで の両側				
		けん引 を除く				
						平成二四 年二月二 日 告示第一 〇号

一、六 九七	茅ヶ岳 東部広 域農道 (市道)	甲斐市大笹二、一 二三番地先(茅ヶ 岳東部広域農道と 市道との丁字路交 差点)から葎崎市 穂坂町宮久保四、 三九四番地一先(市 道と農道一八号 との丁字路交差点 )までの両側				
		けん引 を除く				
						平成二五 年四月一 八日 告示第四 八号

三九〇	市道	甲府市住吉四丁目二 、三七〇番地先(小 瀬スポーツ公園入口 交差点)から甲府市 住吉三丁目八六七番 丁目善				
		けん引 を除く				
						平七・三 府・一六 告示 第一五号

に改める。  
別表第十五中

	光寺線	地先（山梨自治会館西側）までの両側					
--	-----	-------------------	--	--	--	--	--

三九〇	市道	甲府市住吉四丁目二三番一三号先（小瀬スポーツ公園入口交差点）から甲府市住吉三丁目二番一先（山梨県自治会館西側丁字路交差点）までの両側	五八〇	車両	終日	南甲府	平成二五年四月一八日 告示第四八号
-----	----	--	-----	----	----	-----	----------------------

四八五	市道増坪一号線	甲府市増坪町七〇七番地一先（市道同士の三差路交差点）から甲府市上町九三五番地先（環境センター西交差点）までの両側	九六〇	車両	終日	南甲府	平成二五年二月四日 告示第一三三号
-----	---------	--	-----	----	----	-----	----------------------

四八五	市道増坪一号線	甲府市増坪町七〇七番地一先（市道同士の三差路交差点）から甲府市上町九三五番地先（環境センター西交差点）までの両側	九六〇	車両	終日	南甲府	平成二五年二月四日 告示第一三三号
四八六	茅ヶ岳東部広域農道	甲斐市大袋二、一二三番地先（茅ヶ岳東部広域農道と市道と	三、一一一	車両	終日	南甲府	平成二五年四月一八日 告示第一三三号

		（市道）の丁字路交差点）から葎崎市穂坂町上今井五七八番地一先（県道島上条宮久保線見堂線と茅ヶ岳東部広域農道との十字路交差点）までの両側					告示第四八号
--	--	---	--	--	--	--	--------

に改める。  
別表第十六中

一六四	市道	甲府市上石田一丁目九番八号先（斉藤光男方南側）	甲府	四九・四・一一六号
一六五	市道	甲府市上石田一丁目一〇番一〇号先（中島惣吉方西側）	甲府	四九・四・一一六号
一六六	市道	甲府市上石田一丁目一〇番六号先（三枝保秋方南側）	甲府	四九・四・一一六号

一六四	削除		甲府	平成二五年四月一八日 告示第四八号
一六五	削除		甲府	平成二五年四月一八日 告示第四八号
一六六	削除		甲府	平成二五年四月一八日 告示第四八号

一七一	市道	甲府市上石田二丁目二六番三三	甲府	四九・四・一一
-----	----	----------------	----	---------

を			
一七一	市道	甲府市上石田一丁目一番三号 先(市道同士の三差路交差点・東進車両)	甲府 平成二五年四月 一八日 告示第四八号
に			
二、四〇〇	町道 下曾根 東線	東八代郡中道町下曾根一三九番 地先(三浦昌富方)西側	南甲府 五一・三・五 一一号
を			
二、四〇〇	市道	甲府市下曾根町一三〇番地一先 (銚子塚北西側十字路交差点・西進車両)	南甲府 平成二五年四月 一八日 告示第四八号
に			
八、六四五	市道	甲府市住吉三丁目一、〇四三番 地の二先(北側)	南甲府 平七・三・一六 告示 第一五号
を			
八、六四五	市道	甲府市住吉三丁目一番二四号先 (市道同士の十字路交差点・西進車両)	南甲府 平成二五年四月 一八日 告示第四八号
に			
八、六四七	市道	甲府市住吉三丁目一、〇二九番 地先(住吉浄化センター北側)	南甲府 平七・三・一六 告示 第一五号

を			
八、六四八	市道	甲府市住吉三丁目九一七番地の 一先(南側)	南甲府 平七・三・一六 告示 第一五号
に			
八、六四七	市道	甲府市住吉三丁目二八番一先 (東部浄化センター北西角十字 路交差点・西進車両)	南甲府 平成二五年四月 一八日 告示第四八号
を			
八、六四八	市道	甲府市住吉三丁目二六番六号先 (東部浄化センター西側丁字路 交差点・東進車両)	南甲府 平成二五年四月 一八日 告示第四八号
に			
八、六五一	市道	甲府市住吉四丁目二、三四四番 地の二先(南側)	南甲府 平七・三・一六 告示 第一五号
を			
八、六五二	市道	甲府市青葉町一、四三八番地の 一先(自治会館西方)	南甲府 平七・三・一六 告示 第一五号
に			
八、六五三	市道	甲府市住吉三丁目一、五四〇番 地の一先(住吉浄化センター南 方)	南甲府 平七・三・一六 告示 第一五号
を			
八、六五一	市道	甲府市住吉四丁目二三番五号先 (小瀬スボーツ公園入口交差点 北側丁字路交差点・東進車両)	南甲府 平成二五年四月 一八日 告示第四八号
に			
八、六五二	市道	甲府市青葉町二〇番七号先(山 梨県自治会館西側丁字路交差点 ・東進車両)	南甲府 平成二五年四月 一八日 告示第四八号



に

八、六五三	市道	甲府市住吉三丁目二九番一三号先(東部浄化センター南側十字路交差点・南進車両)	南甲府	平成二十五年四月一八日 告示第四八号
-------	----	--	-----	-----------------------

に

八、六五八	市道	甲府市住吉四丁目一、一七五番地先(東側)	南甲府	平七・三・一六 告示 第一五号
-------	----	----------------------	-----	-----------------------

を

八、六五八	市道	甲府市住吉五丁目一番二号先(住吉区画整理二号公園東側十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二十五年四月一八日 告示第四八号
-------	----	--	-----	-----------------------

に

八、六六三	市道	甲府市住吉五丁目五二九番地先(河西顕方南西側)	南甲府	平七・三・一六 告示 第一五号
-------	----	-------------------------	-----	-----------------------

に

八、六六四	市道	甲府市住吉五丁目四八三番地の三先(スナック「オキ」東側)	南甲府	平七・三・一六 告示 第一五号
-------	----	------------------------------	-----	-----------------------

に

八、六六五	市道	甲府市住吉五丁目一、一七五番地先(下の水石油パイパス給油所西側)	南甲府	平七・三・一六 告示 第一五号
-------	----	----------------------------------	-----	-----------------------

に

八、六六六	市道	甲府市住吉四丁目一、六四七番地の一先(南側)	南甲府	平七・三・一六 告示 第一五号
-------	----	------------------------	-----	-----------------------

を

八、六六八	市道	甲府市住吉四丁目一、三〇七番地の一先(南側)	南甲府	平七・三・一六 告示 第一五号
-------	----	------------------------	-----	-----------------------

を

八、六六九	市道	甲府市住吉四丁目一、三〇九番地の三先(住吉食堂北側)	南甲府	平七・三・一六 告示 第一五号
-------	----	----------------------------	-----	-----------------------

を

八、六六三	市道	甲府市住吉五丁目四番二二号先(市道同士の十字路交差点・南進車両)	南甲府	平成二十五年四月一八日 告示第四八号
-------	----	----------------------------------	-----	-----------------------

を

八、六六四	市道	甲府市住吉五丁目二五番一一号先(下小河原歩道橋北東側丁字路交差点・南進車両)	南甲府	平成二十五年四月一八日 告示第四八号
-------	----	--	-----	-----------------------

を

八、六六五	市道	甲府市住吉四丁目二三番一三号先(小瀬スポーツ公園入口交差点西側丁字路交差点・南進車両)	南甲府	平成二十五年四月一八日 告示第四八号
-------	----	---	-----	-----------------------

を

八、六六六	市道	甲府市住吉四丁目二一番二二号先(市道同士の交差点・東進車両)	南甲府	平成二十五年四月一八日 告示第四八号
-------	----	--------------------------------	-----	-----------------------

を

八、六六七	市道	甲府市住吉四丁目二一番一五号先(市道同士の交差点・西進車両)	南甲府	平成二十五年四月一八日 告示第四八号
-------	----	--------------------------------	-----	-----------------------

を

八、六六八	市道	甲府市住吉四丁目二一番二二号先(市道同士の十字路交差点・東進車両)	南甲府	平成二十五年四月一八日 告示第四八号
-------	----	-----------------------------------	-----	-----------------------

を

八、六六九	市道	甲府市住吉五丁目一番二三号先(市道同士の十字路交差点・西進車両)	南甲府	平成二十五年四月一八日
-------	----	----------------------------------	-----	-------------

				に、				を				に、			
				進車両)								告示第四八号			
				八、六七一				市道				甲府市住吉五丁目一、一九三番地の一先(山梨園芸市場北側)			
				南甲府				平成二五年四月一八日				告示第一五号			
				八、六七一				市道				甲府市住吉五丁目一番八号先(上町交差点北側十字路交差点・西進車両)			
				南甲府				平成二五年四月一八日				告示第四八号			
				一一、六七四				県道梁川猿橋線				大月市猿橋町藤崎一、六八一番地先(県道梁川猿橋線のバイパスと旧道との三差路交差点・北進車両)			
				大月				平成二五年二月四日				告示第一三号			
				一一、六七五				市道				甲府市上石田一丁目一番三号先(国道五二号と市道との丁字路交差点・北進車両)			
				甲府				平成二五年四月一八日				告示第四八号			
				一一、六七六				市道				甲府市上石田一丁目八番八号先(国道五二号と市道との丁字路交差点・東進車両)			
				甲府				平成二五年四月一八日				告示第四八号			
				一一、六七七				市道				甲府市上石田一丁目一番二			
				甲府				平成二五年四月				告示第四八号			

				一一、六七八				市道				号先(南西銀座北交差点北側丁字路交差点・北進車両)			
				甲府				平成二五年四月一八日				告示第四八号			
				一一、六七九				市道				甲府市上石田一丁目一四番三八号先(上石田一丁目二押しボタンスignal機東側十字路交差点・北進車両)			
				甲府				平成二五年四月一八日				告示第四八号			
				一一、六八〇				市道増坪八号線				甲府市増坪町六五二番地七先(市道増坪八号線と市道との十字路交差点・東進車両)			
				南甲府				平成二五年四月一八日				告示第四八号			
				一一、六八一				市道増坪八号線				甲府市増坪町六五六番地三先(市道増坪八号線と市道増坪八号線との丁字路交差点・西進車両)			
				南甲府				平成二五年四月一八日				告示第四八号			
				一一、六八二				市道				甲府市里吉三丁目一〇番一四号先(市道同士の丁字路交差点・南進車両)			
				南甲府				平成二五年四月一八日				告示第四八号			
				一一、六八三				町道				中巨摩郡昭和町飯喰一、二六四番地九先(町道同士の十字路交差点・東進車両)			
				南甲府				平成二五年四月一八日				告示第四八号			
				一一、六八四				町道				中巨摩郡昭和町飯喰一、〇八四番地三先(町道同士の十字路交差点・西進車両)			
				南甲府				平成二五年四月一八日				告示第四八号			
				一一、六八五				茅ヶ岳東部広域農道				甲斐市大袋二、一二三番地先(茅ヶ岳東部広域農道と市道との丁字路交差点・東進車両)			
				葎崎				平成二五年四月一八日				告示第四八号			

一、六八六	茅ヶ岳 東部広 域農道 (市道)	甲斐市大袋三、三三二番地一先 (茅ヶ岳東部広域農道と市道と の丁字路交差点・北進車両)	葦崎	平成二五年四月 一八日 告示第四八号
一、六八七	市道	甲斐市大袋三、四八二番地一先 (茅ヶ岳東部広域農道と市道と の十字路交差点・北進車両)	葦崎	平成二五年四月 一八日 告示第四八号
一、六八八	市道	甲斐市大袋二、三三二番地一先 (茅ヶ岳東部広域農道と市道と の十字路交差点・南進車両)	葦崎	平成二五年四月 一八日 告示第四八号
一、六八九	市道	甲斐市團子新居一、三四六番地 先(茅ヶ岳東部広域農道と市道 との十字路交差点・東進車両)	葦崎	平成二五年四月 一八日 告示第四八号
一、六九〇	市道	甲斐市團子新居三三一番地先 (茅ヶ岳東部広域農道と市道との 十字路交差点・西進車両)	葦崎	平成二五年四月 一八日 告示第四八号
一、六九一	茅ヶ岳 東部広 域農道 (市道)	葦崎市穂坂町長久保一番地一三 先(県道島上条宮久保絵見堂線 と茅ヶ岳東部広域農道との十字 路交差点・西進車両)	葦崎	平成二五年四月 一八日 告示第四八号
一、六九二	市道千 鳥山線 (農道)	甲斐市大袋三、〇八〇番地先 (県道島上条宮久保絵見堂線と農 道との変則交差点・南進車両)	葦崎	平成二五年四月 一八日 告示第四八号
一、六九三	市道	北杜市須玉町大豆生田八八三番	北杜	平成二五年四月

に改める。  
別表第十七中

一、六九四	県道一 宮山梨 線	地三先(穂足郵便局南側丁字路 交差点・西進車両)	笛吹	平成二五年四月 一八日 告示第四八号
一、六九五	市道	笛吹市石和町川中島九六四番地 先(県道一宮山梨線と市道との 十字路交差点・南進車両)	笛吹	平成二五年四月 一八日 告示第四八号
一、六九六	市道	笛吹市石和町川中島九二七番地 三先(県道一宮山梨線と市道と の十字路交差点・北進車両)	笛吹	平成二五年四月 一八日 告示第四八号
一、六九七	県道一 宮山梨 線(旧 道)	笛吹市石和町川中島一、一〇四 番地一先(県道一宮山梨線バイ パス区間と旧道との丁字路交差 点・南進車両)	笛吹	平成二五年四月 一八日 告示第四八号
一、六九八	県道万 力小屋 敷線	甲州市塩山上於曾三九二番地一 二先(青橋交差点北東角左折導 流部出口・東進車両)	日下部	平成二五年四月 一八日 告示第四八号

一、一五五	市道 都市計 画道路 住吉四 丁目善 光寺線	甲斐市住吉四丁 目二、三七〇番 地先(小瀬スボ ーツ公園入口交 差点)から甲府 市住吉三丁目八 六七番地先(山 梨自治会館西側 )までの両側	五八〇	車両	終日	南甲 府 平七・三 一・一六 告示 第一五号
-------	---------------------------------------	--	-----	----	----	---------------------------------------

を

一、一五五	市道	甲府市住吉四丁目二三番一三号先(小瀬スポート公園入口交差点)から甲府市住吉三丁目二番一号先(山梨県自治会館西側丁字路交差点)までの両側	五八〇	車両	終日	南甲府	平成二五年四月一日
							告示第四八号

に改める。  
別表第十九中

を

一一二	市道	甲府市住吉四丁目二、三七〇番地先(小瀬スポート公園入口交差点)から甲府市住吉三丁目八六七番地先(山梨自治会館西側)までの両側歩道(五八〇メートル)	南甲府	平七・三・一六	告示第一五号
-----	----	---	-----	---------	--------

を

一一二	市道	甲府市住吉四丁目二三番一三号先(小瀬スポート公園入口交差点)から甲府市住吉三丁目二番一号先(山梨県自治会館西側丁字路交差点)までの両側歩道(五八〇メートル)	南甲府	平成二五年四月一日	告示第四八号
-----	----	--	-----	-----------	--------

に改める。  
別表第三十三中

を

四二	国道二三七号	笛吹市御坂町金川原一、一五四番地の三先(一宮御坂IC南交差点)	三	平成一七年二月一日	告示第七号
----	--------	---------------------------------	---	-----------	-------

を

四二	国道二三七号	笛吹市御坂町金川原一、一五四番地の三先(一宮御坂IC南交差点)	三	平成一七年二月一日	告示第七号
四三	県道白井河原八田線	笛吹市石和町小石和二八九番地一先(蛭見橋西詰交差点)	一	平成二五年四月一日	告示第四八号

を

四	国道一四〇号線	塩山市上於曾三九二番地先(名取薬局前)	四	五三・一・二二	四四号
---	---------	---------------------	---	---------	-----

を

四	削除			平成二五年四月一日	告示第四八号
---	----	--	--	-----------	--------

に改める。